平成２９年（フ）第３８６８号
大阪市東淀川区北江口１丁目５番１―803号
債務者　和田　　猛
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３９号
大阪市住吉区長居東３丁目20番１―610号
債務者　中山　眞二
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５３号
静岡県藤枝市上青島253番地
債務者　大畑　福代
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８５号
静岡県焼津市宗高368番地の１　１号棟301
債務者　土屋　綾菜
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０２号
静岡市駿河区登呂４丁目19番７―203号、旧住所静岡市葵区弥勒１丁目５番21号
債務者　瀧口　鉄也
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５７号
静岡市清水区横砂東町37番22号　メゾンエトワール103号
債務者　川崎　祐輝
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８１号
東京都東村山市恩多町５丁目11番地10エルディム武田104
債務者　円子　拓美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２３号
東京都八王子市上柚木３丁目14番地３―603
債務者　渡邉　孝雄
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始中更正

平成２９年（フ）第２１４号
滋賀県草津市西渋川１丁目23番23号エイスクエアセンターフードヴィレッジしが咲く屋、旧本店所在地滋賀県守山市播磨田町64
破産者　株式会社咲く屋
代表者代表取締役　池田潤之介
1　主文　当裁判所が平成29年８月２日午後４時にした破産手続開始決定中、破産者の住所につき、「滋賀県草津市渋川１―23―１エイスクエアセンターフードヴィレッジしが咲く屋、旧本店所在地滋賀県守山市播磨田町64」とあるのを「滋賀県草津市西渋川１丁目23番23号エイスクエアセンターフードヴィレッジしが咲く屋、旧本店所在地滋賀県守山市播磨田町64」と更正する。
2　決定年月日　平成29年９月19日
大津地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第５６３号
札幌市北区北７条西２丁目８番地１　札幌北ビルディング９階
破産者　株式会社ロックハート
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
山形県最上郡最上町大字志茂字上野1626番地の２
破産者　株式会社イワショク
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７０３号
愛知県知多市八幡字蔵池83番地の１
破産者　株式会社Ｚ〇〇
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９４０号
大阪市生野区桃谷３丁目21番26号
破産者　株式会社神戸屋商事
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２号
和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕233番地
破産者　和歌山フーズファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２９号
岡山市南区築港ひかり町18番８号、旧住所岡山県倉敷市四十瀬262番地22
破産者　有馬　仁志
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３号
青森県八戸市大字鮫町字二見町43番地
破産者　有限会社榊隆三商店
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係